

平成27年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 会計管理局管理課

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
収支の状況	<p>(7) 証憑の保管について（意見）</p> <p>期末の購入取引について、それが期末日までに納品されているという外部証憑が破棄されているため確証を得ることができなかつた。期末日近い取引は「期間帰属」が重要になるので、それを証明するためにも、取引先から発行された証憑を証拠資料として保管することを全庁的に検討する必要がある。</p> <p>なお、平成28年1月26日付で「年度末における物品の調達について（通知）」が会計管理局管理課長名で通知され、上記問題点は改善された。</p>	<p>今回の意見を受け、平成28年1月26日付け滋会計第37号「年度末における物品の調達について（通知）」において、年度末近くに納品のあった物品については納品書等を保管するよう、各所属に周知したところです。</p> <p>今後も財務会計研修などの機会を通じて徹底していきます。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
固定資産管理の状況	<p>(7) 指定管理者による備品の現物確認の実施と報告について（指摘）</p> <p>指定管理者が滋賀県から貸与を受けている備品の現物確認について、実施している管理者と実施していない管理者がある。</p> <p>施設の管理運営委託等に伴い同一の相手方に対して実質的に継続年度貸し付ける物品等については、継続貸付の決裁時に現状確認等を行うことが、「物品ハンドブック」で求められていることから、貸付先から重要物品を含む貸与備品の使用・未使用や滋賀県備品表示票の有無まで含めた現状確認の報告を、原則として、単年度ごとに施設を管轄する所管部署が受ける手続きを設けることが必要である。</p>	<p>貸付物品の管理に関する現状確認について事務手続きを定めることが必要であるという指摘については、貸付物品の現状や滋賀県備品表示票の有無を年度当初の継続貸付の決議時に確認すること等、具体的な手続きを定め、平成28年3月31日付け滋会計第195号「施設の指定管理者制度の導入等による物品の貸付けについて（通知）」により各所属に周知し、適正な管理を求めたところです。</p> <p>今後も財務会計研修などの機会を通じて徹底していきます。</p>